

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

農業と観光が融合した国際観光まちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県、阿蘇市

## 3 地域再生計画の区域

阿蘇市の全域

## 4 地域再生計画の目標

平成17年2月に阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、波野村が合併して誕生した阿蘇市は、熊本県の東北部、阿蘇地域のほぼ中央に位置し、市域は東西約30km、南北約17kmで、面積は376.25km<sup>2</sup>、地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されている。また、比較的冷涼で多雨な気象条件を活かしながら、平坦地では稲作や園芸作物、山間地では高冷地野菜づくりが行われており、農業が基幹産業の一つになっている。加えて当市には、阿蘇の雄大な自然環境に代表されるように多くの観光資源が点在しており、年間約500万人の観光客が訪れることから観光業も農業と併せて基幹的な産業となっている。

しかしながら、近年、観光形態の変化(団体旅行から個人旅行への移行)や観光ニーズの多様化から国内観光客の入込みは年々減少傾向にあり、観光産業に影響を及ぼしている。

また、農業についても、農産物価格の低迷や消費者ニーズの多様化などの影響を受け、平成7年から平成17年にかけて農家戸数が288戸減少し、また農業従事者の高齢化も相まって脆弱化が進行している。

このような状況のなか、低迷する地域経済を活性化させるため、世界最大級の阿蘇カルデラだけでなく、地域の伝統文化などあまり知られていない様々な資源を発掘しながら本地域の魅力を高めるとともに、国内観光客とは反対に年々増加している外国人観光客(平成16年度で約16.4万人、平成17年度は約17.6万人と年間約7.3%増加しており、毎年増加傾向にある。)のニーズに応えながら東アジアなどからの観光客獲得を目指す。

また、担い手農家や集落営農による農業経営基盤の強化を図るとともに、菊池地域と阿蘇地域による耕畜連携などを推進しながら、消費者ニーズに応じた安全・安心・高品質な「まるごと阿蘇ブランド」の生産・流通販売を戦略的に進める。

さらに、テレビ、ラジオなどのマスメディアや市内の情報発信拠点から多角的な情報の発信を行うとともに、阿蘇でしか体験できない農業体験イベント等を開催しながら、農業と観光業が融合した阿蘇らしい都市農村交流を推進する。

具体的な施策としては、市内に点在するさまざまな観光拠点や合併後の市庁舎へのアクセス改善を図りながら都市との交流を促進させるとともに、菊池方面を含めた耕畜連携や農産物の

流通の合理化を図ることを目的とした広域農道や市道の整備を実施することとする。

また、住民主導型団体 ASO 田園空間博物館による活動の推進やグリーンツーリズムなどのソフト事業を実施する。

(目標1) 農業と観光を融合させた都市農村交流の推進

(日帰り観光客数407万人をおおむね460万人に増加)

(目標2) 阿蘇市の玄関口から情報発信拠点、イベント広場等へのアクセスの改善

(JR赤水駅から阿蘇インフォメーションセンター、ふれあい水辺公園へのアクセスが3分短縮)

(目標3) 菊池地域との耕畜連携による施肥面積の増加

(現在約780ha 実施面積をおおむね1,200haに増加)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の中央部を結ぶ「阿蘇中部地区広域農道」及び「市道」を早急に整備し、農業関係者、市民、観光客などが利用しやすい快適な道路ネットワークを構築し、農産物の流通網の改善を図るとともに、市庁舎や観光地などへのアクセスの改善を図る。

また、担い手や集落営農による効率的な農業を展開するために必要な基盤整備事業を実施する。

併せて、住民主導型団体 ASO 田園空間博物館による活動やグリーンツーリズムの推進などのソフト事業を実施し、地域経済の活性化を図る。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は以下の通りである。(箇所については別添図面参照)

- ・市道: 「成川中通線」 平成18年12月18日市道認定済み
- 「下西河原塩井線」 昭和61年3月17日市道認定済み
- 「宮地手野線」 昭和61年3月17日市道認定済み
- 「長田線」 平成18年12月18日市道認定済み
- 「泉馬場線」 昭和61年3月17日市道認定済み
- 「大道坂ノ上線」 昭和57年4月1日市道認定済み

・阿蘇中部地区広域農道: 現在土地改良法手続き中

平成19年3月30日計画決定予定

< 施設の種類(事業区域) 事業主体 >

- ・市道 (阿蘇市) 阿蘇市
- ・広域農道 (阿蘇市) 熊本県

< 事業期間 >

- ・市道 (平成19年度~23年度)

- ・広域農道(平成19年度～23年度)
- <整備量及び事業費>
- ・市道 9.020km 広域農道 6.385km
- ・総事業費 3,636,000 千円(うち交付金 1,818,000 千円)
- 市道 1,891,000 千円(うち交付金 945,500 千円)
- 広域農道 1,745,000 千円(うち交付金 872,500 千円)

### 5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### 農業生産基盤の整備

阿蘇谷を中心とする平坦地の水田地域では、老朽化が著しい用排水施設への対策や農産物作付けの選択的拡大を推進するため、経営体育成基盤整備事業阿蘇二期地区を実施する。一方、山間山麓部では、安定した農業用水の確保を図るため、国営土地改良事業大野川上流地区や県営中山間地域総合整備事業阿蘇やまなみ地区を実施する。

#### 国際観光都市の促進

外国人観光客のニーズを踏まえ、観光標識の外国語表記や、阿蘇市公式サイトへの外国人向け情報を構築し、外国人向けコンテンツの充実を図る。

#### ASO 田園空間博物館活動の推進

案内人の養成を行うとともに、サテライトと呼ばれる地域の自然景観、水、建物など有形・無形の地域資源の発掘を行う。

#### グリーンツーリズムの推進

本地区特有の農産物、阿蘇五岳や特有の景観等の資源を活用した「ふれあい農園」、「ゆたっと村」、「やすらぎ館」などによる都市農村交流を推進する。

#### 観光イベントの活用

民間と連携しながら、地域経済への波及効果や活性化につながるイベントを開催。

## 6 計画期間

平成19年度～平成23年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係部局において毎年、必要な調査(現地調査及び統計資料等による調査)を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし